

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 阿部 長夫

## 1 日 時

令和6年3月21日（木） 午後1時27分から  
午後4時10分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

阿部長夫、後藤慎太郎、岡野涼子、元吉俊博、成迫健児、二ノ宮健治、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

宮成公一郎

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第37号議案及び第38号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第36号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 周防灘フェリーの株式売却について、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子  
政策調査課政策法務班 副主幹 志村直哉

# 農林水産委員会次第

日時：令和6年3月21日（木）13：30～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

13：30～15：50

### (1) 合議議案件の審査（付託委員会：商工観光労働企業委員会）

第 36号議案 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備について（本委員会関係部分）

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 7号議案 令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 8号議案 令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 9号議案 令和6年度大分県県営林事業特別会計予算

第 37号議案 令和6年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 38号議案 大分県漁港管理条例等の一部改正について  
（福祉保健生活環境委員会へ合議）

### (3) 諸般の報告

①周防灘フェリーの株式売却について

### (4) その他

## 3 協議事項

15：50～16：00

### (1) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**阿部委員長** ただいまから農林水産委員会を開きます。本日は審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日は委員外議員として宮成議員に出席いただいています。

委員外議員の皆様をお願いします。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。なお、進行状況を勘案しながら進めるので、委員外議員の皆様は、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件及び商工観光労働企業委員会から合議のあった議案1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、商工観光労働企業委員会から合議のあった第36号議案情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備について本委員会関係部分の説明を求めます。

**中尾森との共生推進室長** 第36号議案情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備についてのうち、大分県環境緑化条例の一部改正について御説明します。

常任委員会資料の2ページ、上段の1背景を御覧ください。デジタル技術の進展に法律などの整備が追いつかず、業務の効率化を妨げている規制等が存在する背景があり、これからのデジタル社会に向けて、情報通信技術を効果的に活用するため、この度、関係条例を改正するものです。

2条例概要を御覧ください。国のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の趣旨に鑑み、情報通信技術を効果的に活用するため、関係する条例を整備するものです。

3改正条例（農林水産部関係）を御覧ください。そのうち、農林水産部所管の大分県環境緑化条例の一部改正について御説明します。下の

図のとおり、これまでは特別保護樹林の指定等の現地調査を現地へ人が赴き、立入調査を行うこととしていたものを、ドローンによる調査が行えるように改正するものです。

今回の条例改正等を通じて、法令の面からもデジタル技術を活用できる環境整備を進め、県民の利便性向上や職員の業務効率化につなげます。なお、4施行期日は令和6年4月1日を予定しています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**木許農林水産企画課長** 第1号議案令和6年度一般会計予算案のうち、農林水産部関係予算について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

農林水産部の当初予算案の総額は、上の表の農林水産部①、予算額（A）欄の計にあるとおり582億8,547万4千円です。これを右から3列目の5年度7月現計予算額（B）欄と

比較すると、その右にあるように21億9,336万8千円の減となります。これは、令和5年度予算で大きな割合を占めていた養殖ブリ加工施設整備事業や旧マリンカルチャーセンター施設等解体事業が終了したことや、耕地災害復旧事業における令和2年7月豪雨災害分の事業費の減などの特殊要因により約30億円減少する中で、農業、林業、水産業各分野で積極的な予算化を行ったことによるものであり、引き続き農林水産業の成長産業化の取組をしっかりと支えます。

次に、個別事業について15日の予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主要なものを説明します。

資料の4ページを御覧ください。

下段の農業担い手確保・育成対策事業費3,218万5千円です。これは、産地が求める新たな担い手を確保するため、就農に関する相談体制を整備するとともに、移住就農希望者に向けた情報発信や就農相談会等を実施するものです。

令和6年度は、就農セミナーの開催や全国就農相談会等へ参加のほか、マル特にあるとおり、県農林水産業の魅力発信のため、農林水産業の就業総合サイト、おおいたで働こうの雇用就農者向けコンテンツを強化することで、一層の担い手確保に取り組みます。

次に、5ページを御覧ください。

力強い農業経営体育成事業費1,704万5千円です。これは、地域を牽引する優れた経営感覚を持った担い手を確保・育成するため、意欲ある経営者に対し経営研修や個別課題解決のための専門家派遣、法人設立時に要する経費を助成するものです。

令和6年度はマル特にあるとおり、農事組合法人や農協が行う外国人材の就業環境整備や初期費用に要する経費を支援することで、農林水産業における外国人材の受入強化を図ります。

次に、6ページを御覧ください。

一番下の農業子育て応援・女性活躍促進事業費1,269万8千円です。これは、農業の未来を担う就農者を確保するため、子育て世帯の

農業と育児の両立を支援するとともに、女性への就農支援を強化するものです。

令和6年度は一つ目の二重マルにあるとおり、認定新規就農者等の妊娠から乳児育児期における労働力減少に伴う費用の負担を軽減させるため、産前産後における代替労働力の確保に対する支援について、対象期間を産後3か月から12か月までに、対象日数を110日から290日まで拡充します。また、二つ目の二重マルにあるとおり女性の就農を促進するため、女性就農希望者向けの農業体験や意見交換会の開催などにより就農相談をしやすい環境づくりを行い、伴走支援をより強化します。

次に、7ページをお開きください。

下段の食品企業連携産地拡大推進事業費3,157万8千円です。これは、近年需要が高まっている加工・業務用原料を扱う食品企業のニーズに対応した産地づくりを図るため、食品企業の取引ニーズの把握とともに市町、農協等を交えて産地化の検討に向けた情報共有と協議を行い、計画策定と現地へ推進するものです。

令和6年度はマル特にあるとおり、産地育成対策として地域で栽培実績の無い品目について生産性等の確認を目的としたトライアル試験を実施します。

次に、8ページを御覧ください。

林業労働安全向上対策事業費735万9千円です。これは、労働災害の防止や就業環境の改善を図るため、伐採・造林作業者を対象とした研修会の開催や防護服など安全装備の導入等を支援するものです。このうち新規事業として、一番上のマル新にあるとおり、林業事業体が行うICTなどの先進的技術を地域へ普及する活動や二つ目のマル新にあるとおり、若手就業者の資格取得等に対し支援します。

次に、9ページを御覧ください。

下段のしいたけ消費拡大対策事業費1,489万5千円です。これは、しいたけの消費拡大を図るため、生産者と流通事業者等が一体となって行うブランド力向上や新たな消費者層の獲得に向けた取組を支援するものです。

令和6年度はうまみだけ販売店の拡大と強化

を図るため、マル特にあるとおりの県内交通拠点でのPRイベントの開催や新たな加工商品の開発に要する経費を支援し、県外からの観光客に向けた認知度訴求と販売店の拡大に取り組みます。

次に、10ページを御覧ください。

県産水産物流通拡大推進事業費3,216万5千円です。これは、本県で開催される第43回全国豊かな海づくり大会を契機とした県産水産物の流通拡大を図るため、販促活動等により需要を取り込むための取組に対して支援を行うものです。

令和6年度は一つ目の二重マルにある、おおい県産魚消費拡大対策の新たな取組として、その下のマル特にあるとおりの、県内量販店において海洋科学高校と連携した解体ショー等の実施及び購買意欲の喚起を目的としたプレゼント企画の実施による販売促進を図ります。また、その下のマル特にあるとおりの、若手飲食店経営者グループと連携し、県産水産物の利用促進を図ります。さらに、その下のマル特ですが海づくり大会のレガシー継承のため、小中学生を対象に、大会の基本方針や水産業の役割、魅力を伝える海づくり教室の開催及び学校給食での県産水産物の利用促進を支援します。

次に、11ページを御覧ください。

漁業取締船代船建造事業費800万円です。これは漁業秩序の維持及び漁業関係法令違反の抑止を目的に運用している2隻の漁業取締船のうち、令和8年度に耐用年数の20年を経過する漁業取締船あさかぜについて代船を建造するものです。

令和6年度は他県で整備された最新鋭の漁業取締船を調査し、代船の速力や装備品などの仕様を決定するとともに、基本設計書の作成を行います。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑はありませんか。

**二ノ宮委員** 資料9ページのうまみだけのことです。うまみだけを品種別に販売しているのですが、実際に農家から見ると、5種類ぐらい

に分けることとか、それから駒打ちのときとか大変で煩雑になっている。感想も含めてですけど、そういう中で実際に今のうまみだけのやり方で効果が出ているのかをお聞きしたいと思っています。簡単に言うと、品種別に分けた販売戦略で効果があるかということです。

それとPRイベントについて、現実問題として、どういうイベント等を考えているのか、教えてください。

**神鳥林産振興室長** まず、うまみだけに関しては、令和5年のうまみだけの2月末までの平均単価を見てみると5,249円となっており、乾しいたけの令和5年の平均価格4,708円と比べ、541円ほど高く取引されています。

単価が高く取引されているので、うまみだけを各品種で分けて売る効果が現れていると思っています。生産者の皆様も、単価が高い分、多少手間は掛かるのですが、御納得して、生産、出荷をいただいていると考えています。

2点目が令和6年度の消費拡大について、まず県内での消費拡大に取り組む中で、大分駅や大分空港など観光客が訪れる県内交通拠点において、うまみだけをデジタルサイネージで情報提供していこうと思っています。これでPRするとともに、ホテル、旅館などの宿泊施設でメニューフェアを実施して、県民だけでなく県外からの旅行者への認知度向上を図って消費拡大を図っていきたいと考えています。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。なかなかややこしいと思うのですが、品種別の価格とか、そういうのが分かたらまた教えてください。うまみだけをPRをすることによって価格が上がったのだと思うのですが、それぞれの特性ごとに売ることによって、利用者側というか、そこがどうしてもそれを欲しいということで単価が上がったのかなと、その辺を心配しています。

というのは、生産者にとっては、駒を替えていったりとか、ものすごく大変だと思うのですが、今言ったぐらいの価格差があればやりがいはあると思うので、品種別の価格というか、そういうのがあたら、また後で教えてください。

い。

余り大したことではないのですが、確認をしたいと思います。

一番初めの概要のところの文章の9ページです。未来創造の上段、大阪・関西万博を契機とした県産品の消費拡大にという簡単な文章になっているんですけど、これは具体的にどういうことをやるのですか。

**田中おおいたブランド推進課長** 大阪・関西万博を契機とした県産品の消費拡大にどう取り組むのかとの質疑がありましたので、お答えします。

大阪・関西万博は令和7年に開催され、約3千万人の来場が見込まれます。そこで、かなりの方が大阪の難波、梅田、京都などに宿泊すると思いますので、そういったところの飲食店やホテル関係者を招き、県産品を使ったいろんな料理とかメニューの提案をして、是非お店のメニューとして使っていただきたいという商談会、それからメニューの展示、開発などを行う予算となっています。

**末宗委員** さきほど予算特別委員会の話が出たけどね、僕たちは農林水産委員会に所属しちよるから、なるべく予算特別委員会で自分の所属している分は言うまいという暗黙の了解があるわけや。だから、予算特別委員会で言わんけど、ここの農林水産委員会で全般的に深く掘り下げていこうというのが趣旨やからね、予算特別委員会でやったからここでやらんとか、こういう問題とは違うんよ、事が。ある程度遠慮しているのだからね。そういう前提の下に委員会を開いているはずなのだから。委員会でも予算概要書を使って説明してほしい。

ちょっと思い付いたものだけ聞くけど、外国人参入の制度があったよね。今、大分県で外国人が農業に何人参入して、外国人に対する、要するに日本人も危ないけど、安全性とかね、そこあたりはどうなるとるんかなと思ってね。

**信貴新規就業・経営体支援課長** 外国人労働者人材についてお答えします。

大分労働局が毎年公表していて、令和5年10月時点だと、大分県で農林水産業に従事して

いる外国人労働者は1,077人となっています。昨年に比べると181人増えています。

**末宗委員** それで安全性とか、そういう問題は。**信貴新規就業・経営体支援課長** 農林水産部では技能実習、特定技能という形でしっかり働いていると認識しています。

**末宗委員** 今までに外国人の事件が起きているから、聞くわけやけど、それでは安全対策というか、そういう本当の指導は何もしないんか。

**信貴新規就業・経営体支援課長** 当然、現状においても就業環境の整備とか、しっかり研修ができる、若しくはしっかり就労ができる住居なりシャワーなり、また、コミュニケーションツールとか、そういうところもしっかり整備をするよう支援をしています。そういう中で、外国人についてしっかり働いていただく、若しくはしっかり研修していただくことになっています。

**元吉委員** この前、鳥獣被害のことについて説明を受けたんですけど、どうも私自身が納得できていない部分もあって、中野議員の一般質問にもありましたけど、シカについては13市で猟期内のものに対して県費の補助対象となっているのに対し、イノシシは猟期内は県費の補助対象でなく、各市町村は全部補助対象になっているとの説明を受けました。大学教授の調査とか、いろんなデータでもありますが、私は22歳ぐらいから35歳までハンターをやっていました。鉄砲を4丁持っていましたけど、県議会議員が猟して回りよると言われたら困るなと思って、やめました。今考えたらやめん方がよかったと思うんですけど、一般質問にもあったように、イノシシは多産なんですよ。雄、雌2頭から6頭、7頭生まれます。このときの駆除をしなくて減るわけがないと私は思っています。交尾期はいつかという、12月から2月、正に猟期の真っ最中です。このときに駆除に対して手当をやって、イノシシを盛んに取ってもらわないと、こんどきに交尾をして子どもが6頭できたとします。2頭から6頭に増えるわけですね。それが何十組、何百組。

それで、イノシシが減るわけがないと思っ

すけど、県南に行ったら、国道をまたいで全部網だらけ。人間が網の中に囲われて生活している状況ですけど、イノシシは人間と違って鍋釜持たない。その代わり、感覚が非常に鋭いんです。例えば、出てきたとき鉄砲の空砲を聞けば出てこなくなります。けれども、ずっと空砲だと、ああ偽物だと見破ってまた出てきます。

それで、里に下りるイノシシと山の中におけるイノシシは違うという話も聞いたんですけど、なぜ里に下りて被害が多いか。これは一つ、狩猟法の中で、そのときも言ったんですが、矢先です。人間ですから、魚と違いますから、横向きに目はついていません。前についている。この矢先に向かって300メートルまでは道路、人家と学校、公共施設があったら撃ってはいけませんという法律だったんです、昔の狩猟法は。ところが、いつの時代か変わって、自分を中心に300メートル円周になりました。ということは、人家のある里山は全く銃を撃てない環境なんですよ。

それで、そうしたときに作物を荒らす里イノシシは銃で撃たれる心配がないから、必ずそこに出てくるようになるわけですね。逆に、例えば、猟期に入って保護区、休猟区にまず逃げ込みます。鉄砲がバンバンいい出すと、撃たれないところに必ず逃げ込みます。イノシシはそれだけ非常に敏感なんですけど、何を言いたいかというと、四つですよ。交尾期——12月、1月、2月、この猟期の真っ最中に補助金を出しても、ほかの月は補助金を出さなくても、この猟期は補助金を出してイノシシを取ってもらべきではないかな。特に、雌についてはそうしないと駄目だと思います。

それと今言ったように、鉄砲を持って後ろ向きに撃つ人はおらんですよ。必ず前です。ということは矢先に向かっての制限は当然ですけど、周囲何百メートルといたら、もう撃つところがないんです。鉄砲の音もしません。火薬の臭いもしません。そうすると、平気で動物が出てきます。だから、それを何とか狩猟法を変えるという方向が一つ。

それと、さきほど言ったバーンという空砲で

すね。音は大切ですけど、彼らはちゃんと見ていて、鉄砲の形をしたものを持って空砲を鳴らせば、銃で撃たれると判断します。そうすると、その近辺は絶対出てこないです。ただ空砲だけですと、ただ音だけだから、爆音機でバンと定期的に鳴らしたって、これは全然駄目です。出てきたときにバンとやるなら別ですけど、爆音機みたいに時間を計ってバンバン鳴るものは全く効果がなくなってしまふ。

そこら辺を考慮したやり方、例えば、山里のイノシシの出る地域に、一部でもいいですから、試験的に空砲を用意してやって、この地区に田んぼに来たときは空砲を撃ってくださいと。持って撃ってくださいと言って、農家にお願いすると、そこはイノシシ被害はないと思います。それだけ野生のものというのは敏感なので。

それと、夜のカメラがありますね。防犯カメラではなく、何というかね。（「暗視カメラ」と言う者あり）あの感知がしたときに爆音を鳴らす、これもものすごく有効だと思う。それはイノシシに限らず、タヌキだろうが何だろうが、人間だろうが、爆音を鳴らす。自分が出てきたときにバーンと鳴ると、一遍に山の中に逃げてしまふ。それも音だけだと必ず見破られるので、昼間は特に、農家はトラクターの後ろに鉄砲の形した空砲機を用意して、時々鳴らしてみる、そういうのを地域でいいですから、どこか1か所で試験をやってもらいたいなと思います。そうすると、里は危ないとなったら、そこにはイノシシは出なくなると思います。これは経験上、間違いないと思います。

とにかく問題は、鉄砲に狙われている意識があれば、そこには出ないのがイノシシです。シカの場合は山の中やから難しいと思います。山の中は分からんけど、イノシシの場合は大概、田んぼをやられたって、普通のところは今いっぱい柵をやっていますけど、ここら辺でバンバンとやれば、そこにはもう出てこなくなる。休猟区に逃げ込むようになるのは間違いないことで、猟師の皆さんに聞いたら絶対分かる。猟期になったら、全部保護区、休猟区に入ります。それだけ猟期で取るのも難しくはなるんですけど

ど、この多産の時期に産まれる子どもを減らさなくてイノシシが減るわけないので、そこ辺は是非実証実験をお願いしたいなと思います。

答弁は要りません。だから、是非検討してください。

**中尾森との共生推進室長** いただいた御指摘についてお答えしたいと思います。

イノシシなんですけれども、委員がおっしゃたとおり多産であることで、そもそもイノシシ自体の生息数の年変動が非常に大きい特徴があります。そのため、個体数の把握とか管理という部分も非常に難しいとされています。

今言われたように、多産ということで、通常であれば倍々に増えていく感じになるんですけれども、そういう状況で山がイノシシで埋め尽くされているかといったら、必ずしもそういう状況でもないです。これは言い換えると、イノシシが自ら個体数調整をしているとも言えるかと思えます。それは、やっぱりイノシシは非常に繁殖力も強い、多産であることで年変動の状況も大きい、個体数管理も難しい状況があることから、イノシシ被害の低減には知見等に基づいた合理的な対策が不可欠だとされています。このため、イノシシ被害を効果的、効率的に低減するために、防護柵の適切な設置や管理とあわせて、里に付く加害個体の駆除が必要だとされていて、また、被害の多い時期に駆除を進めることで被害の軽減効果が高くなることです。

本県のイノシシの捕獲頭数なんですけれども、全国有数で昨年度は捕獲頭数も全国2位となっています。その中で、肉質が向上する狩猟期の4か月半で全体の約6割が捕獲されている状況です。イノシシ被害の多い猟期外は、夏場の高温等で捕獲意欲が停滞するため、報償金で捕獲意欲を下支えしている形になっています。こういう取組によって、全国でも有数の捕獲頭数を誇っているところで、非常に成果としては上がっているかなと思っています。

こういった知見等に基づいて効果的、効率的な対策を行って、被害低減を図っていきたいと思っています。

それから、鉄砲の矢先の関係です。委員がお

っしゃったように、これまでは矢先方向300メートルは撃ってはいけないというところ、法が変わって周囲を撃ってはいけないという形になったことについては、これは法律の内容で、私どもではいかんともし難いところがありますので、国に確認したいと思います。

**元吉委員** 室長から説明を受けたことと同じ内容なので、反復して聞く必要はないんですけど、私が言いたいのは、狩猟法が変わってから里では絶対鉄砲を撃てないんですよ。昔はここに軒があっても、反対側に何もなけりゃ撃てたんです。ところが、今は全然撃てないので、里イノシシを山に帰すためには、鉄砲の形をした空砲を撃つ。空砲ならば狩猟法に関係ないから。そういうモデルをつくってくれませんか。それがどのぐらい効果があるか分かりません。ただ、猟友会の方に聞けば同じことを言うと思います。

やっぱりイノシシが一番怖いのは鉄砲の音なんです。だから、音だけなら何回もやっていると、さきほど言ったように慣れて偽物だと見破ります。ただ、形があるもんがたまたま自分が来たときにバンチ。監視カメラでもいいよ。カメラに映ったときに音がすれば、撃たれたと思う。あるいは鉄砲の形のを、田んぼを歩きながら途中でトラクターから下りてバーンと撃てば、鉄砲を持った人がここにおると認識するわけですよ。それは学問とか屁理屈ではなくて、現場の声がそうなんです。そうやって猟期の、要するに子どもが受精するときに駆除をやらないと意味がないんじゃないですかと言いはるわけです。猟友会の人みんなそう思っていると思います。

だから、確かに駆除ができていないとか効果が出ていないとか言っているんじゃないんですよ。根本的な解決法は、そこに手を入れないと、いつまで経っても国中を網だらけにしないと被害がなくなるというのが現状です。

だからそこら辺を踏まえて、例えば市町村でもいいから、どこかの一部でそういう取組をやってみたらどうですかと提案しているので、考慮いただきたいなと思います。

**阿部委員長** これは……



**元吉委員** だから、論議する必要はないので。

**阿部委員長** もう少し検討していただいて、県の言うことは分かるんですよ。被害額は年々少なくなっている、対策はしっかりしていますと。しかし、さきほど中尾室長が言うように、捕獲頭数は増えているということは個体はいるわけですね。個体数は増えているんです。だから、元吉委員が言う猟期以外のときと猟期のときの補助金の違い、その猟期のときに子を増やすような活動をすることも含めて、これはもう少し本当に考えていただく。

地域にはイノシシはいっぱいいるんですよ。我々の言い分は、被害額が減っているというのは、生産者が少なくなっているから、荒廃地が増えているから被害が少なくなったのではないですかと言いたいですよ。そういうことも検討していただいて、通年の補助対象対策をしていただけるかどうか。そのほか、本当にイノシシ対策をもう少し、学者の言うことを聞くのもいいんですけど、現場をしっかり把握していただいて、こら辺は検討をお願いしたいと思います。

**元吉委員** 最後にちょっと。何遍も言いますが、イノシシが怖くて出られない地域をつくるにはどうしたらいいかという考え方に立ち返って、イノシシの気持ちになって捉えてみると、私の言うことも若干分かるかなと思いますので、よろしくお願いします。

**中尾森との共生推進室長** 御指摘の部分について、やっぱり防除についてはイノシシもシカも物理的に防護していかないと守れないと様々な対策の中で言われているところです。

ですので、例年約8億円の予算を付けていただいて、防護柵の設置と捕獲を中心にしっかり進めています。

なかなか対策が一気に進む状況は難しいところですが、物理的な形でしっかり守っていくことを引き続きやっていくことで、被害の低減等に資する取組を進めていきたいと考えています。

**阿部委員長** いいですか。

**元吉委員** いいです。

**末宗委員** これは最後の委員会だから、常識的

なことを説明したかどうか知らんのやけどね、まず大分県の農業産出額、農業と林業と水産か。今、千何百億円か知らんけど、農業産出額は県が加工品まで入れたり入れんかったりして、よく分からんものだけどね、今この2、3年の状況は大体どういう動向にあって、今後はどんな方向を目指しているのか。そこあたりの輪郭がね——今日説明があったかどうか、予算特別委員会で説明があったかどうかも知らんものだけど、そこら辺の基本的なもんから始まんもんじゃきね、各論の微々たるところずっと説明するのだけど、このあたりから入ってくれんと、最後の委員会の意味がね、今後の大分県の農業はどうなっていくかという見通し、プランが見えないのだけどね。ちょっとそこら辺をまず説明してくれんかね。農業と林業と水産が何億円であって、九州でどんなぐらになっているかとか、まず、その基本的なところから。

**木許農林水産企画課長** まず、農業の産出額ですけれども……

**末宗委員** 今まで説明したんか、していないんか、予算特別委員会とこれで。

**木許農林水産企画課長** 予算特別委員会で産出額そのものを説明している場はないかと思えますけど。

**末宗委員** していないんやね。

**木許農林水産企画課長** はい。常任委員会では、今年度行っているには行っていますけど。

**末宗委員** 今日したのか。

**木許農林水産企画課長** 今日ではありません。前年度の……（「今日はしていないんやな」と言う者あり）ではまず、農業の産出額です。令和4年度の数字でいけば、トータル1,245億円となっています。これが今言われました九州ではどういった位置付けかということだろうと思うんですけども、九州では産出額そのものは7番目です。全国でいえば……

**末宗委員** 7番というのは、九州で何番。沖縄まであるき、どげんな。入っちゃるのか入っていないんか。

**木許農林水産企画課長** 九州の中では低い……

**末宗委員** 一番低いというわけか。

**木許農林水産企画課長** はい。

**末宗委員** はっきり教えてくれやい。

**木許農林水産企画課長** 全国では農業の産出額は26番目……

**高村林務管理課長** 林業の産出額についてお答えします。

直近の資料ですが、令和4年度の実績となっています。林業では232億円の産出額で、九州では宮崎県に次いで2番目、全国では6番目の数値となっています。

**大塚水産振興課長** 水産業の産出額についてお伝えします。つい先日、令和4年の漁船漁業と養殖業の産出額が発表されましたが、それによりますと大分県の産出額、養殖と漁船漁業を合わせて385億円程度になっています。九州の中で言うと、漁船漁業が6番目、それから養殖業が4番目という状況になっています。

**末宗委員** いや、トータルは。

**阿部委員長** 全部含めて。

**末宗委員** 全部含めて何位か。

**阿部委員長** 農林水産業合計の何位か分かりませんか。

**末宗委員** 産出額1,800億円もあったかな。何か数字合っているんかね。これは加工品まで入っているんか。1,800億円もあったかな。

**宇都宮審議監** 今現在、数字がそろっているのが令和3年の数字になります。令和3年の農林水産業の産出額は1,835億円になっています。統計上、国が出している数字は1,835億円になっています。

**末宗委員** 九州で何位。

**宇都宮審議監** 九州の数字ですと6位、全国で23位となります。

**末宗委員** いや、全国というのは、農業をしよらんところもあるき、余り参考にはならんのかなやけどね。令和3年で6位やったのが、令和4年で農業に関しては最下位になっているわけやね。そういう見通しを踏まえながら農林水産部はある程度計画を立ててやっていかんといけないはずなんよ。そういうところの实感がこっちに伝わってこないもんじゃき、こういう質疑をするのだけど、今後はどういいう見通しなのか、抱負

を聞かせていただきたい。

**佐藤農林水産部長** 農業が今年、佐賀県に抜かれて最下位に落ちたんですけど、それは一つの要因が、令和4年に北海道でタマネギができなくて、それで、産地として大きい佐賀県のタマネギの単価がすごく上がって、その関係で佐賀県が100億円以上上がったんですかね。単価が上がったことによって100億円プラスで、それがあって佐賀県と大分県が逆転したんですが、基本的な方向性としては、また次の年になると、それがなくなると、大分県はまた返り咲くと思っています。

基本的には、やはり収益の高いものに変えていくことがまず一つの方向性として、これは多分間違いないんじゃないかなと思っています。そういう意味では、園芸作物を入れて、産出額を増やしていく。産出額を増やすのと、あとは、やっぱり長期にわたって永続的に農業をする地域が残っていくことが大事だと思うので、そのためにはやはり高収益の作物を入れていくことを大事にしていく方向性は間違っていないと思っています。

ただ、やはり各地域において集落営農で農業をやっているところを残していくのも、中山間地域が多い大分県としては大事なところなので、そういう点では集落営農法人として米もやりながら、収益のあるものもやりながら、他の地域も巻き込みながら、集落営農として地域に残っていくところも確実に残していくという、その方向性を多分間違っていないと思っています。その両方で農業については、できるだけ農業が永続的に残る地域を確保していくのがやっぱり大事ではないかなと思っています。

**末宗委員** 大体よく分かりました。佐賀県と最下位を争いよるけど、5位は何県か知らんけど、5位になる目標は大分県として立てられん。今、5位とは大きな差があるんかね。そこら辺をちょっと。5位は何県かね。

**宇都宮審議監** 農業、林業、水産業、三つ足し合わせた中ですと、大分県の上にいるのが福岡県です。福岡との間には約500億円近い差があるので、一長一短にという話は厳しい感じは

受けています。

**末宗委員** 分かりました。

**阿部委員長** いいですか。（「はい」という者あり）

**二ノ宮委員** 今、これからの大分県の農業をどうするかという話が出たので。私は、ずっと言っているんですけど、今、部長が言われたように、大分県の産出額を増やすのはもちろん大切です。けど、その順位が一つ上がったり下がったりぐらいでは余り関係ないと思っています。一番大事なのは、大分県はやっぱり二極化というか、何でこんなに低いかというと、やっぱり産地というか、要するに耕作放棄地がものすごく多いことが、熊本県、宮崎県、鹿児島県に勝たない理由だと分析しています。

そういう中で、これから大分県の農業をどうするかといったときに、一つは今言われたように、いろんな産地化とか、平坦地の広域化とか、もうかる農業をしっかりと進める、そのことで産出額が上がっていくと思うんですけど、今度はそれ以外に、今、部長が言われた持続可能というか、まだ言えば農村とか農地をどう残していくか。これは、もうあと10年もしないうちに世界的に絶対的な食料危機が来るときに、今のままでいくと、食料を作る農地がほとんどなくなっているのではないかとされています。それは中山間地の荒廃の度合いとか、それから、後継者の推移とか見て専門家がはじいているんですけど、だから、そういう中で、大分県は特に中山間地を大事にしていけないと。県全体の景観とか、それから、住むところがなくなっている中で、二極化について真剣に議論を進めてもらわないと、どちらかというと、今度の予算をずっと見ても、もうかる農業とか、それから、平坦地農業というような色が強くて、中山間地に対する取組がちょっと薄いようです。

それで部長、もし何かあれば、次に引き継いでいただくためにも提案をお願いしたい。

**佐藤農林水産部長** ありがとうございます。気持ちは二ノ宮委員と一緒にです。やはり中山間地域が7割ということで、九州平均が4割ちょっとなので、全国で見ても5本の指に入る中山間

地が多い大分県です。とはいえ、農業はやっぱり大事なので、各地域が農業をやっているように、いかにして施策を打っていくかというのが行政の責務だと思っています。

そのために、園芸といっても平坦地ばかりを目指しているわけではなくて、やっぱり中山間地域の中でも、果樹、露地野菜も含めて、集落への法人とかも含めて、いかにして地域ごとで残していけるかをよく考えていくのがやっぱり大事だなと思っています。農業をやるためにどこまで国がお金をつぎ込んでくれるかということ、なかなか今みたいな高齢化の中で、それからまた、子育てとか人口減少の中でどこに重点を置くかといったときに、どこまで今以上に農業に支援策が入ってくるのか、そこは客観的に見ると少し厳しいところもあると思うので、そういった中で、やっぱり農業を持続的に残すためには自分たちで稼げるスキームをいかにつくっていくかを生産者と一緒になって考えないといけないと思っています。

そこは行政も中山間地域をきちんと残していくためにはどうすればいいかを議員の皆さんと一緒に、御指導いただきながら考えていきたいと思っています。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。由布市のことばかりいつも言うんですけど、大分県の場合は、大分市と県北に一極集中になっています。なぜこの現象が起こっているかということ、例えば、由布市を見てもらうと一番分かるのは、この3年間の平均で、旧庄内町は12人しか子どもは生まれていないんです。旧湯布院町が69人、旧挾間町が163人で、今みたいに工業化が進むと、人というのは働くために一番便利のところに住むようになる。そういうことで、庄内町の農業が廃れていったことによって、もうそこに住む意味がなくなったので人口が減っている。その裏返しとして農業が衰退をしている。恐らく県下ほとんどのところはこういう感じではないかと思います。

だから、大分県づくりの、やはり人口を田舎にもうまく配分できるまでは、大分一極集中とか東京一極集中を避けるためにも、やっぱり農

業の振興はものすごく大切だといつも思っています。

それで、二つだけ質疑したいんですけど、予算概要書90ページの中山間地域花木類導入促進事業です。荒廃地を防ぐためだと思うんですけど、一つ心配しているのは、まず何を植えるかということと、これは農地法の関係で、ここで特例が働くんでしょうか。木を植えたら絶対に農地法で転用しないといけないし、そうなってくると水道費を年額15年分払うとか、ものすごい田舎には大変なことが多いんです。

それから、予算概要書127ページの田んぼダム推進事業費です。これはこの間も、実施の問題が大変難しいという回答もされましたけど、僕なんかは田舎に住んでいて、田んぼダムは無理という気がしています。やっぱり今の田んぼを田舎でダム化したときに、その田んぼ自体が壊れる懸念をしています。本当に大雨が降る前の日は水を全部止めて、水を抜いて、そしてやっと水田がもっている状況の中で、初めからある一定をためてということは、平坦地の田んぼなら全然問題ないけど、これを全部に進めようとするのは本当に可能かなと。これは机上の施策ではないかと心配していますが、その二つについて教えてください。

**牛島園芸振興課長** 花木の振興についてお答えします。

まず、品目についてなんですけれども、それぞれの地域の特性をいかして、例えば、暖かい海岸地域には市場の非常に引きの強いミモザ等を植えていきたい考えています。そして、竹田市とかちょっと寒いところには、やはり市場からの要望の高いサンゴミズキなどの花木ということで、今9品目ぐらいを推進品目で選定をして、それぞれの振興局と一緒に推進を図っています。

**玉田水田畑地化・集落営農課長** ここに記載してあるミモザとか、そういった花木類については栗とか園芸品目と同じ扱いですので、農地法上は特に問題ありません。

**安東農村基盤整備課長** 田んぼダムについてお答えします。

県では、田んぼダムについては令和3年度から3年間、今年度まで実証という形でしています。そうした中において、委員のおっしゃるとおり、農家の不安の声は何っています。一つが、やはり営農に関する不安です。湛水することによって品質、収量の問題があるのではないかと。2点目は、さきほど委員が言われたように、ためることによって水があふれて畦畔が壊れるのではないかと。この2点がやはり非常に心配だと、いろんなところで聞きました。

そのことも踏まえて、この3年間、実証をしてきました。雨の降り方についてはいろいろあると思いますけれども、この3年間においても、やっぱりかなりの豪雨等も発生しているところでも実証しましたけれども、田んぼダムをやったからといって、水があふれて畦畔が壊れた事例は一切発生していないという実証結果となっていますし、実証した農家からもそうしたことはないと同っています。

それと、田んぼダムについても、県内どこでもここでもやろうというわけではありません。やはり田んぼダムとしての効果が大いところはどこかと算定しながら、集中的にやろうとしています。

具体的に言いますと、田んぼがあつて、その上流側の流域面積があります。そこから水が流れてくるわけですが、おおむね流域に占める割合が、例えば、田んぼが10%以上あるとか、やはり一定規模以上の田んぼの貯留機能が発揮できるところを今県内でピックアップして実施しているのが1点目と、もう一つが、やはりこれは地域全体で取り組むことが大切だということで、現在、多面的機能支払交付金を取り組んでいるところだとか、例えば、土地改良区がしっかり組織化して農地、水路を守っている、こうした一定のまとまりがある取組ができる地域、こうした部分に今シフトし、いよいよ来年度から本格的にしていこうと先般、田んぼダム推進部会を市町村中心となって、県も入って一緒に部会を設置して、今後推進していく取組を今考えています。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。田んぼダ

ムを由布市で2か所しているところがあって、ずっと何回も行って見ていました。もともと今言ったように畦畔が低くて、壊れる状況ではないところです。だから、壊れるところではなかなか難しいかなと心配しています。

だから、可能なところをできるだけ見付けて、今言ったことも注意してやってください。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

**宮成委員外議員** 資料の9ページ、さきほどのうまみだけ、乾しいたけの関係でお尋ねしたいんですけど、経済活性化特別委員会の中で、今、欧米で乾しいたけが結構ニーズがあると。それで調べたら、宮崎県でも個人で結構、輸出とか海外を視野に頑張っているようなんですけども、その辺で県として、乾しいたけを国外に向けて、国内でもいいんですけども、トレンドと言いますか、現状等を把握しているところがあれば、価格面を中心に答えただけるとありがたいです。

**神鳥林産振興室長** まず、乾しいたけの輸出ですけれども、今、当県の現状としては令和5年度の輸出量、一番多いのがアメリカ向けです。中国、オーストラリア、台湾、イギリスなど今17か国に輸出しています。令和4年まではアメリカ向けのパウダーが多かったんですけども、今はアメリカでもパウダーは売らなくなってきており、今年度それが減った分、輸出の量が減っています。委員も御指摘のとおり、パウダーの単価は安いんですけども、通常の乾しいたけは単価がそこそこ取れている県もあり、単価の高い国ですと1キログラム当たり、台湾が今年度の今現在の平均で9,036円、オーストラリアが5,843円、そういった単価の高い国を目指して、今、輸出、需要拡大に取り組んでいるところです。

**阿部委員長** よいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、特別会計予算に係る三つの議案をまとめて審査します。第7号議案から第9号議案までを一括して執行部の説明を求めます。

**三股団体指導・金融課長** 資料の12ページをお開きください。

第7号議案令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について御説明します。予算額は、歳入、歳出共に表中、左側予算額（A）欄の一番下にあるとおり11億273万円です。

次に、資料の13ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。林業・木材産業改善資金貸付金3億5千万円です。この事業は林業、木材産業の経営者や従事者が、経営改善等を目的とする機械や設備導入などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。また、近年の利用実態を踏まえ、規模の適正化を図るため造成割合に応じ、国と県の一般会計に返還します。内訳は事業概要欄の下の二つ、政府貸付金償還金1億円と一般会計への繰出金5千万円となっています。

資料の14ページをお開きください。

第8号議案令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について説明します。予算額は、歳入、歳出共に表中、左側予算額（A）欄の一番下にあるとおり2億158万5千円です。

次に、資料の15ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。これは、沿岸漁業従事者の漁業経営や生活の改善、青年漁業者の育成確保を図るため、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

**長谷部森林整備室長** 資料の16ページをお開きください。

第9号議案令和6年度大分県県営林事業特別会計予算について説明します。予算額は、歳入、

歳出共に表中、左側予算額（A）欄にあるとおり5億7,283万円です。この事業は、県営林の適正な管理に必要な森林の伐採や保育を実施するとともに、分収交付金の支払や借り入れた県債を償還するものです。

次に、資料の17ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。上段の伐採事業費8,724万5千円です。これは、土地所有者と森林経営を行う県とで分収契約を締結している県行二者分収林の伐採で得た収入を、分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払などを実施するものです。

次に、資料の18ページを御覧ください。

上段の管理事業費2,927万5千円です。これは、主伐期を迎えるまでの県有林及び県行二者分収林について、保育や管理を実施するものです。加えて、昨年度に引き続き、県有林での森林吸収源にかかるJ-クレジット認証に向けて森林管理プロジェクトの実施等の取組を進めます。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑はありませんか。

**岡野委員** 資料18ページの県営林造成事業費の管理事業費、J-クレジット登録等負担金なんですけれども、何箇月か前に日田市の林業家がJ-クレジットでCO2の削減分を企業と契約できたというニュースを見たんですけれども、今後の方向性とか、どういう形で県として行っていこうとしているのか。

あと、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、それがなぜ一般財源とかではなく、特別会計になっていて、去年の分と見比べても、やっぱり予算は増えているので、そのあたりの説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

**長谷部森林整備室長** まず、県営林でのJ-クレジットの取組状況です。

県営林は1万3,460ヘクタールのうち2,416ヘクタールあります。そのほかに、分収林として県行分収林が2,367ヘクタール、県民有林が8,677ヘクタールあります。分収林はさすがにJ-クレジットで登録するとい

ろいろコントロールができないものですから、今回県有林だけを対象としています。

県有林でクレジット化できる量は年間約5千二酸化炭素トンになっていますので、これを今市場で1トン当たり3,500円から約1万円で売れていますので、何とかそれを高価格で長い期間、一応16年間の予定をして、長い期間で売りたいなと思っています。

これを活用して、県営林で今維持管理費が結構高いものになっていますので、これの補填をして、基本的には費用負担を抑えていきたいと考えています。

なぜ特別会計なのかについて、基本的に県営林の費用に充てるわけです。特別会計で認証自体の費用補助は生活環境部が持っており、我々は県営林だけに特化したものですので、県営林の中でこの事業の費用はつくっていると。登録にこれだけ費用が掛かるので、あと今、国の補助金等がありますから、それを何とか使っていければ、もう少し安くなっていくかなと思いますけど、今、人気がある事業で国の補助金も枯渇している状況なので、なるべく取っていきたいと思っています。御理解お願いしたいと思います。

**阿部委員長** いいですか。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**二ノ宮委員** 資料17ページについて教えてください。

この分収林のことで、財源内訳を見ると財産収入が7,830万5千円と。そして、分収交付金が6,061万5千円なんですけど、この差額が県に入るということですか。

それともう1点はこの財産収入で、どのくらいの面積で、どのくらいの木を売った収入か、その辺も教えてください。

**長谷部森林整備室長** 財産収入から分収交付金を引いたものが県に入ることで間違いありません。

ただ、費用として県で費用が掛かっている分はその分が引かれるので、もうけというよりは、費用に掛かっている感じで御理解いただきたいと思っています。その他の委託費等で、この分の差額については使っています。

あと、どれくらいの規模を売ったものかというのはいま手元にないので、できれば後ほど。

**阿部委員長** 後ほどでいいですか。（「いいです」と言う者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。まず、第7号議案令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案令和6年度大分県営林事業特別会計予算について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第37号議案令和6年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**木許農林水産企画課長** 資料の19ページをお願いします。

第37号議案令和6年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について御説明します。これは令和6年度当初予算案で計上している農林水産関係の公共事業において、その一部に市町村負担を要する事業があることから、その負担割合を定めることについて、地方財政法第27条第2項、土地改良法第90条第

10項及び91条第6項により議決をお願いするものです。

資料中段の表を御覧ください。

令和5年度からの変更があるものは、矢印で表している八つの事業となっていますが、いずれも事業メニューの変更や減少等により適用される率に変更されたものであり、市町村に対して新たな負担を求めるものではありません。なお、今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑はありますか。

**後藤副委員長** その中の水田畑地化推進基盤整備事業、これは安東課長だと思えますけれども、以前、令和5年やったかな、大分市の松岡で二宮農園が水田畑地化補助金を大分市と国からもらってやったはずなんです。あのとき、課長にお願いして、とにかくあそこは水はけが悪かったのではないですか、あの辺の工事もあって。そもそも考えると、水田畑地化は気を付けないと、やっぱり農業基盤の関係はなかなか現地の状況もあって難しいですよ。ましてや、またさらに追加の工事だとかもあって、時間も掛かりますよね。それだけならと言ったら変ですけど、大分市でいえば、我々地方から出てきた者は田舎の現状は分かりますけど、大分市はそんなことを議論されているのかなと思ってですね。

大分市に限って聞いて申し訳ないんですけど、こっだけ水田畑地化をしないといけない用地がだいぶあると思うんです。技術者や予算の問題などもあるんですけど、そういったニーズも含めて、この先、何か不安とかはないですか。

**安東農村基盤整備課長** 後藤副委員長から今指摘があって、排水のところとか、なかなか水が抜けない状況が発生していると。正に水田の部分で、要するに表土の下の基盤部分が当然ためるために締め固まっているので、水が抜けないと。やはりその下の部分の硬盤破碎をしっかりとした上で畑地化を進めていかなきゃいけないのは明らかですから、水田畑地化を進めていこうと考えています。

工事を実施した後にそれが見つかる、また後手後手に回りますので、今後の水田畑地化の部分については、事前に土壌調査、土質調査、そして一番大事なのは、やはり地下水調査だと思います。そうした地下の部分の水の流れだとか水位だとかを十分分析した上で、今度水田畑地化を進めていくと。何が一番大事かという、やはり排水対策ですので、そうした水の部分等をよく調査した上で、必要ならば客土をしていくことをしっかり取り組んでいきたいと思っています。

現在、大分大学医学部の下賀来中尾地区で菊の団地整備を大々的に行っていますけれども、そこもやはり地下水位が非常に高かったところですので、そこについても1メートル近くの客土をして、まずはしっかりした園芸作物ができる基盤をつくるという基盤整備を今後進めていきたいと思っていますし、この部分についても、大分県の水田畑地化整備マニュアルを作成しています。そういった整備マニュアルを県のみならず、市町村にも周知しながら水田畑地化を今後進めていきたいと思っています。

**後藤副委員長** ありがとうございます。その二宮農園は結局、水が抜けて改善されたからよかったです。ただ、あのときは大分市でどうにもならないからとこっちに相談があって、課長が来てくれたからよかったわけです。あれがもし市でできなかつたら、追加で掛かる経費などは結構大きいと思うし、賀来中尾地区の件は、あれは東九州道の残土を持ってきて埋めたからよかったですけど、これから土等がそんなに出てくるのかなと思いました。水田畑地化事業は予算的に埋めるところが出たら大変金が掛かるだろうなと思いつつ、予算が限りなくあれば別ですけど、そういった見込み的にはどうですか。

**安東農村基盤整備課長** さきほど言った客土の部分についても、確かに高速道路など公共事業の残土が近くにあつて、すぐに持ち込めればいいと思います。ただ、畑に使う客土ですと、どこでも何でもというわけにはいかなくて、いざ持ってきたけど石が多くて使えないところも

多分にあると思っています。そうした部分も踏まえて客土も、公共事業なら公共事業での残土の部分についてもしっかり分析した上で持ってきたらいいのが1点目と、やはりそれぞれの足りない部分については購入土で、例えば、海から浚渫した砂を売っている業者等もいます。そうした部分は、はっきり言って畑の土として使えますので、そうした部分も考えながら、いずれにしても経済的に非常に安いコストでできるような形を今模索しながら、今後の水田の畑地化を進めていきたいと考えています。

**後藤副委員長** また来年もそういった場所で審議監をされるとか出ましたが、ゆっくりまた聞かせてください。よろしくお願いします。

**二ノ宮委員** 今の水田畑地化の上に書いてある小水力発電施設整備事業です。事業実施箇所なしということで気になったんですけど、もうあれですか、県内ほとんどこの小水力発電が可能なところは終わって、なかなか新規ができないということでしょうか。

それともう1個は、実際に今動いているところの状況ですかね。由布市にもあるんですけど、そういう状況も、大まかでいいです。もし分かったら教えてください。

**安東農村基盤整備課長** 小水力発電ですけども、大分県では現在、13か所で農業用水利施設を活用した小水力発電を土地改良区でやっていただいています。

ここに書いてある実施箇所なしというのは、県営事業としてハード事業をやっているところはなしで、今、令和5年度から朝地の土地改良区——土地改良区営で団体事業で小水力発電の事業を実施している状況です。

これ以降、小水力発電がないのかという話ですけども、いずれにしても土地改良区という相談しながら、やはり何よりも水がしっかりそこにあるのかも大切ですが、土地改良区と意見交換しながら、必要ならば可能性調査という国庫補助事業もあるので、そうした事業を活用しながら進めていきたいと思っています。

現在のところは農業用水の小水力発電はFIT（固定価格買取制度）がまだ適用でき、高い



単価でできる状態になっていますので、そこら辺の経済性も踏まえて、しっかりまた土地改良区と協議をしていきたいと思えます。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。実際に13か所動いている話なんですけど、そこは経営的なものとか、例えば、落ち葉の問題とか、いろいろ難しい問題があると思うんですが、実際、費用対効果はどうですか。

**安東農村基盤整備課長** 基本的に今実施しているところは、ほとんどがFITで、電力の買取りをしていますので、高い価格で売電収入が入って、それを土地改良区の維持管理費に充てる形でやっていて、経営的にもそこら辺をやっているところは非常にいいと聞いています。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第38号議案大分県漁港管理条例等の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**工藤漁港漁村整備課長** 資料の20ページをお願いします。第38号議案大分県漁港管理条例等の一部改正について御説明します。

まず、資料左上の背景を御覧ください。

全国的な水産物消費の減少や、主要魚種の不漁等の課題解決のため、漁港区域を活用した民間主体の活性化の取組の拡大が求められています。このため国は、こうした取組を海業と称し、この推進を図ることとしており、具体的には資料右上の海業の具体例にあるように、釣り体験や漁業体験活動、陸上養殖などの取組の拡大を進めています。

左下の漁港漁場整備法の改正を御覧ください。

こうした状況を踏まえ1にあるとおり、法の目的に漁港の活用促進を追加するため、法律名が漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されるとともに、その下の2では、海業を推進していくための漁港施設等活用事業という新たな制度が創設されました。今後、県においてもこの制度にのっとり、海業の推進を通じた水産業の発展等を図ります。

資料右下の大分県漁港管理条例の改正を御覧ください。

こうした国の法改正に伴い、漁港の維持管理等を目的とする大分県漁港管理条例の引用条文の変更及び漁港施設等活用事業を活用して、用地を使用する場合の使用料規定の追加の改正を行うものです。

施行期日は、法律改正と同じ令和6年4月1日からの施行としています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

**宮成委員外議員** せっくなので、教えてください。

福祉保健生活環境委員会への合い議は、どういう趣旨なんですかね。

**工藤漁港漁村整備課長** 今回の法改正に伴い、法律名が改正されたことにより引用条文の部分だけを変更、改正したものです。

**阿部委員長** よいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととす。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。それでは、①の報告をお願いします。

**工藤漁港漁村整備課長** 資料の21ページをお願いします。

この度、県が所有していた周防灘フェリーの株式売却を行ったので御報告します。まず、資料上段の1周防灘フェリーへの出資・航路の概要を御覧ください。

周防灘フェリーは、国東市の竹田津漁港と山口県の徳山下松港を2時間で結ぶフェリーであり、2024年問題におけるトラック物流や本県の観光面においても、非常に大切な航路となっています。県では、フェリーを利用した農産物振興や観光振興のため、昭和46年と昭和51年の2度にわたり株式出資を行うとともに、竹田津漁港の整備や漁港使用料の減免などの支援を行ってきました。

その下、2株式売却の理由を御覧ください。

一方で株式出資から50年以上が経過し、その後、高速道路などの陸上航路が十分に整備されている状況や他の海上交通を有する、さんふらわあをはじめとした各フェリー会社においては、県は株式出資をしていないこと、さらには昨年度の包括外部監査での監査テーマ、外郭団体の運営方法や内部統制において、周防灘フェリーとの出資の見直しを検討すべきとの指摘も受け、そうした様々な要因を総合的に勘案し、これまで関係者と慎重に議論、検討をした結果、この度、株式の売却を行うこととなりました。

3売却内容を御覧ください。

フェリー関係者との協議を重ねた上で、この度3月に県と個人株主である周防灘フェリー役員との間で株式売買を行いました。売却価格は税理士事務所に鑑定の上、適正価格である32万352円での売却を行っています。

4今後の取組についてです。この度の株式売却によって、株主総会での関与はなくなりますが、これまでと変わらず周防灘フェリーは大分県にとって非常に重要な航路です。引き続き、竹田津漁港の整備や漁港使用料の減免など、今後も航路維持のための支援を継続していきたい

と考えています。

**阿部委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑はありませんか。

**末宗委員** 株式売却の理由で、他の海上交通における県の株式出資なしというのが例になっているんやね。そしたら、これだけやった理由は、今まで何やったのかなというのがね、その説明はなかったんよ。ちょっとそこらあたりを含めて教えてくれんかね。

**工藤漁港漁村整備課長** 周防灘フェリーについては、昭和46年とかなり前になるんですが、資料に書いているように農産物振興等を図る目的もあって県として出資しているんですが、あと、委員御指摘の例えばさんふらわあ、国道九四フェリー、またオレンジフェリー等は、それぞれの拠点を結ぶ交通としての役割は持っているんですが、周防灘フェリーについては、特に農産物振興の面もあって出資をした経緯になっています。

**末宗委員** 今の回答、さんふらわあは別として、宇和島運輸フェリーとか国道九四フェリーとか、オレンジフェリーとかと目的と違うんかね。何かこれだけ出資しているのに、それを他の出資していないのと一緒という理由が何か的確ではない気がしてね。

**工藤漁港漁村整備課長** 委員が言われるように、他のフェリーが全然そういう機能がないかというところ、そういうこともない……

**佐藤農林水産部長** この航路自体が、もともと昭和47年に県やその周辺の市町村も含めて、こういった航路を持つことが大事だということで、ある程度誘致活動を行った経緯があります。そのときに誘致を行って、ここに航路を持って、そこを維持していくために、その当時に出資をした経緯があります。そういった意味で、他の航路ではそういった出資はしていないんですけど、ここだけは出資が残ったままになっているのも、今回の監査の中でもこの航路だけ、今、全体的にこの航路も含めて、他の航路と存続についての違いがあるのかという指摘も監査で受けて、今回はここについても出資による関与

はやめようということで、売却に至った経緯です。

**末宗委員** そういうところか。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

**長谷部森林整備室長** 委員長、すみません。さきほどの質疑にお答えします。

さきほど二ノ宮委員から質疑がありました財産収入に関する7, 835万5千円の面積等について、主伐面積が131.27ヘクタールです。立方メートル換算して4万2,984立方メートルです。あと、県の分収権を売るものがあり、それが14.68ヘクタール、6,193立方メートルです。間伐が47ヘクタール、2,133立方メートルです。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**後藤副委員長** その他で、さきほどの狩猟の関係です。

今日午前中、福祉保健生活環境委員会があり、そのときも話したんですけど、今、動物愛護センターに猟犬と思われる犬が随分保護されたり、殺処分に回されたりしてくるんです。狩猟をする方は昔から犬を飼っている方等が多いので、登録をしているか、そもそも狂犬病の予防注射の案内などが行っているかどうか分からないんですけど、是非獣医師会とも一緒になって、例えば、猟犬に限ってということはないんですけど、山の中を歩いたり、そのまま畏にかかって死ぬ犬もいるものですから、猟犬で登録している犬については、マイクロチップとかを入れて、それに事業として何かそういった補助とかができないのかと言われていました。

なぜかという、宮崎県など近隣の県から捨てに来る方もいるのではないかなと、動物愛護センターの方も、ボランティアの方も言っているものですから。是非そこは調査も含めて一回、愛護センターや生活環境部と話をしてもらえな

いかなと思っています。是非その辺を考えていただいて、やはり若いハンターも増えていきますから、狩猟に向いている犬のトレーニングとか、それから、中にはモンキー犬だとかと、追いかけるのに犬を使うところもありますから、そういったので大分県の鳥獣害対策はそういうこともやってみてはどうかなと感じています。

あと、さきほど二ノ宮委員も言われていたけど、農林水産部長が言われるのもよく分かります。中山間農地はどうしても、そもそも大規模にできないところもありますし、代々守ってきた水田を守ろうとする方もいます。5位との開きが大きいので、佐賀県と6位、7位を争い合っても、もともとしようがないと思っています。どちらかという本質的なところを言えば、やはり中山間地域でも農地を荒らさないで、人が集落営農にかたって生活できるとか、そもそも機械の支払だとか、それから、さきほどの安東課長の話ではないけど、多目的支払交付金を使ってできるような仕組みをもう少し——仕組みではしようがないんですけど、直接支払だとかも含めて、何か大分県を、数字は大事ではあるけれども、是非暮らしやすい、田舎暮らしがしやすい形で水田だとか畑を守らないと、これから難しいのではないかなと。

人口減少にさらに拍車が掛かる感じもしています。家屋に関しても大分県でいえば、栗を植えたい人はどんどん栗を植えればとか、これは市町村の財源もありますけど、荒らさない方向で、いつも言っている蜜源の対策で、菜の花でもいいと思うんですけども、それで、水を張るのは難しかった、そういうのをどこかやったらどうかなとも思っています。

それと言い忘れましたけど、福祉保健生活環境委員会で今日話した中で、実は大分城址公園では、集中的に地域猫の管理をやっているんです。やっぱりイノシシと一緒に、集中的にどこか多いところだけを、狩猟期間関係なく取っていたりすると、やっぱり目に見えて減ってくるかという効果もあると思うので、是非そういった集中的に地域管理みたいなことをされてみてはいかがかなと議論を聞いてみて思いました。

今日で皆さんとこうやって話すのも最後ですけど、是非来年度以降もそういった話を残る方は続けていただきたいなと思っています。

何かあれば、おっしゃっていただければと思います。

**中尾森との共生推進室長** 今、御指摘いただきました猟犬等が保健所や動物愛護センターなどで保護されているところで、猟犬の遺棄防止のためにマイクロチップの装着などを補助できないかということなんですけれども、委員御案内のとおり、猟犬も含めて、犬を飼育する際には、法に基づいて登録とか予防接種、それから、鑑札の装着などが義務化されています。また、動物愛護法では遺棄が禁止されていて、違反された場合は100万円以下の罰金という形で罰則を科せられることとなります。

このため、狩猟者とか猟友会等に対して、狩猟者登録や狩猟免許更新時などにおいて、それらの登録、鑑札装着の義務とか遺棄の禁止、またマイクロチップの装着については義務ではありませんが、装着促進などについて生活環境部と連携しながら指導を行っていきたいと思っています。

また、狩猟を行わなくなった後の狩猟犬の取扱いとか遺棄について、また、狩猟犬へのマイクロチップの装着等に関しては、関係課や猟友会、他県での実態などの確認を始めたところです。狩猟犬へのマイクロチップの装着などについては、今後それらの状況を踏まえて、当室として対応が必要であれば、関係機関、団体と連携して、どのような対応があるか、検討していきたいと、考えていきたいと思っています。

**玉田水田畑地化・集落営農課長** 農地の話ですけども、今、市町で進められている農地利用を将来どうするか、この青写真となる地域計画を策定中ですので、まずは地域でしっかりと話し合いをしていただくことが大事だろうと思っていますし、それは市町が中心になってやっていますけれども、県、振興局を通じて、そういった議論のサポート、アドバイスもしっかりやりながら取り組んでいきたいと思っています。

また、実際に農地の条件が不利なところをど

う使っていくかも、省力的な総合的な管理、さきほども出ていた花木類とか、もちろん総合的管理の中には蜜源等も一つの選択肢としてあると思いますので、地域の中でしっかりと議論をしていただければと思いますし、その活用については、本年度、中山間地営農経営体強化対策事業費を創設しましたが、この中で集落営農法人など総合的管理に取り組むときの施策と言いますか、取っかかりの経費も支援できるようにしていますので、活用いただければと思っています。

**後藤副委員長** ありがとうございます。農地の活用について、物を作ることは、まず売らないといけないし、どこかに運ばないといけないので、場合によっては、地域計画もそうなんですけど、その際にこの地域は今後物流だとかはどうかとか、それから地域計画の中で例えば、青色申告している農業法人とか、青色申告ではなくても経理をきちりやって営農に関しての利益が出ている法人をしっかりと見極めて、その人たちの物流も支援するとか、例えば、パレットやリフトがいるんじゃないかとか、そういったのも考えて地域に拠点づくりをしてあげていただきたいなと思うんです。

あんまり言いたくなかったが、例の野津高校がね、結局、僕は臼杵市から嫌われているから全然聞いてもいなかったですけど、そもそもあれは僕は芋の倉庫かピーマンの選果場をやったかどうかという話をしていたけど、話を全く聞かなかったですからね。結果、帰ったら、今また芋の選果場がいいのではないかみたいな話で確か議論されているはずなので、その辺は皆さんから、市町村にもどうですかと話をしたらどうかなと思います。そういった議論も僕は必要ではないかと思うので、市町村ともよく連携を取って、本当にその地域に入った人がやってくれるかは是非話をしていただきたいと思うんですが、農林水産部長はどう思いますか。

**佐藤農林水産部長** やっぱり農家の方が第一線で一番頑張っていると思いますけれども、それに農業団体の方がいて、市町村がいて、私ども県がいて、やっぱりみんなでちゃんと話し合いを

やっていくのは大事なことだなと思っていますので、臼杵市野津の件も市だけの問題、農協だけの問題にしないで、やっぱり県としてもどうあるべきかは一緒になって考えていくべきだと思っています。やっぱり連携していることが大事だなと思っています。

**後藤副委員長** 期待しています。ありがとうございます。ありがとうございました。

**成迫委員** 私からは、林業の人手不足が叫ばれていますので、今回は予算の中で林業労働安全向上対策事業費とか、若手の就業者に対して資格の取得に向けての予算と、今後、山で働く人を増やしていくと言うか、私どもも森林組合に行って、かなり活躍している方が多いという話は聞いています。

個人的な話ですが、私の後輩が林業アカデミーを受けて、今、佐伯で林業をやっている、すごくいい生活ができていると話を聞いています。そのときに一緒に林業アカデミーを受けた同志が大分市で就職をしたらしいのですが、かなり劣悪な環境だったというか、土日も仕事に出て、給料も安くて鬱状態になって、久しぶりに連絡を取ったらそういう状況だったということで、今、私の後輩が佐伯市に呼び寄せて一緒に仕事をしています。

せっかく県が山の仕事の魅力とか、そういったのを発信しながら、そういった資格を取ってこれからというときに、志半ばでリタイアすることが現状としてあるので、県としてそこら辺はどのように把握しているのか。林業アカデミーを出てから、その後のアカデミー卒業生がどのような状況で、現場も本当に今の状況の中で送り込んで辞めてしまうことであれば本末転倒だと思いますので、そこら辺をどのように課題として受け止められているのか聞かせてください。

**高村林務管理課長** 林業の担い手の確保については、就業前から就業後に至るまで様々な取組を行っています。例えば、就業前であれば、ガイダンスだとか、いろんな情報発信する、それから就業直前ということで、さきほど委員がおっしゃたとおり、おおいた林業アカデミーとい

う研修制度を設けています。また、就業後についても緑の雇用とか、造林OJT研修などを実施しています。

これらは担い手を育てる対策としてやっていますが、当然、この担い手を受け入れる事業者と言いますか、認定林業事業者という林業組織がありますけど、そういった方々の就業環境の改善もしっかり図っていかなければいけないと思っています。例えば、小さい話ですけど、作業する際の防護服を準備するとか、山に休憩所を設ける、あるいはトイレを設けるなどについても、きめ細かく支援しています。

林業アカデミーを卒業された方々については、さきほどの就業後になりますけど、改めてフォローアップの研修とか、そういったことをしていますし、就業後5年間は就業活動をどういう仕事をしているかを報告する制度になっています。これは国の準備金をいただいている以上、そういった形で報告するようになっています。そういった方々の報告をいただきながら、例えば、この会社ではなかなか難しかったという事例も確かに聞いていますし、転職と言いますか、違う林業会社に転職されるという事例も確かに聞いていますけど、そういったところでフォローアップ研修を組みながら、就業の定着に向けていろんな情報を収集しているというような状況です。

**成迫委員** ありがとうございます。フォローアップ等をいただいているということで、林業の会社の方針もあると思いますので、県からこうしなさいとかは難しいのは承知しているんです。ただ、もし私が今話した内容の方は、相談が来て、これからどうしたらいいかわからないときに、もちろん佐伯は、うちの地元とかは、そうやってかなり環境がいいところで働いている人もたくさんいますので、そこら辺は連携しながら、私もそういうふうに言っていただければ紹介もできますし、これから山が好きで、山の仕事でと志を持った人たちがそういった状況にならないように、お互い連携しながら頑張っていけたらと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

**二ノ宮委員** 恐らく引継書に書くと思うので、今日はいろいろ言いたいと思います。

なかなか1年間、こういう議論する機会がなかったと言いますか、そういうことで一つ、答弁はいいんですけど、この間、鳥獣被害のことで、囲い網を作っている佐賀県へ行ってきました。そこは今、アライグマがまた増えている。大分県もですけど。アライグマを1頭捕獲した場合に1万円出すと。これを5年間で撲滅してしまうのだと、先手必勝と言うとおかしいんですけど、繁殖してしまったら、とてもじゃないけど手に負えないということで佐賀県の方法がありました。ある人が、罠を買って1年間に80頭も取って、80万円も取れたという話も聞きました。是非参考にしてください。

同じように個体数をどうやって減らすかが鳥獣被害の基本です。そういうことで、私はいつも言っているんですけど、ドローンを使った夜間撮影によって捕獲網で捕らえると。今、由布市が実証実験をしています。是非県全体で取り上げていただいて、一網打尽の取り方をしているかという間に合わないのではないかと思っています。

それともう1点が、水田の畑地化、要するに5年間水張りをしなければ中山間地から外すということ。水田を畑にするのには3年ぐらいかかります。ところが、今度は畑を一回水田にしてしまうと、元の水田に戻るんですよ。だから、何でこういうことが起こったのかなと。もちろんいろいろ調べたら、悪さをするとか、実際ごまかしてやっているとか、何かいろいろ話をしていました。だけど、本当に畑をやっている人については大変な事業で、是非何か違う方法がないとか、そういうものがあれば教えてください。簡単に言えば、5年間で畑にしているところを水張りしなくて済む方法がないかということです。

**中尾森との共生推進室長** アライグマ被害対策ということで御指摘いただいた部分なんですけれども、アライグマの本県での狩猟、それから有害駆除の頭数は、直近3年間で、令和2年が1,158頭、令和3年が870頭、令和4年

が1,356頭捕獲しています。被害額は令和2年が238万円、令和3年が152万円、令和4年度が145万円となっていて、ほぼ横ばい傾向の状況です。

ただ、被害が極端に減少していない状況ですので、引き続き、わなの設置や加害獣を適切に見極めるためのセンサーカメラの設置などの補助、貸出し等を行うとともに、令和3年度からアライグマ対策として、既存の防護柵の下部ですね、アライグマは柵を上る特徴があるので、より細かい網目の防護柵を設置したり、電気柵を設置する保護柵の改良事業等も行っているところです。設置にあたっては、しっかり指導等もあわせて行っています。こういった事業も使いながら、アライグマの被害の減少は引き続き図っていきたいと思っています。

**玉田水田畑地化・集落営農課長** ただいまの5年水張りの件ですけれども、まず水田の畑地化です。今、米をめぐる価格の低迷と、より高収益な作物を導入して、生産者個々の収益性を向上していこうとする取組の一つが畑地化になりますが、この水張り5年ルールについては、水田活用の直接支払交付金の対象から外すと、5年間に一度も水を張らなかった、これは要するに水稻を植え付けないことになるんですけども、この場合はこの水田活用の直接支払交付金の対象外とされています。

この水田活用の直接支払交付金は、水田を活用するという取組について交付金を支払うという趣旨ですので、5年間水を張っていない、高収益な他の畑作物を植えることは、機能として既に水田という状態ではないという判断の下、この交付金の支払対象外の農地とされています。

ですから、5年間に1回は水張り、水稻等を植えれば対象水田になって、対象にはなりますが、5年間何も水が入らないということは完全に畑地化してしまったということで、この交付金の対象外になるという制度です。

**二ノ宮委員** すみません、私の理解不足か、直接支払制度についてはあれですか、畑として5年間作った場合には、その制度から外されると

ということですか。

**玉田水田畑地化・集落営農課長** 水田に対しての交付金制度ですので、今回の見直しでは、5年間、一度も水を張らないところは水田の扱いをしないとなっています。

**二ノ宮委員** すみません、そのこともうまく理解できないんですけど、中山間地域等直接支払制度は、もともと水田であったものを畑にして畑作している、そういうものについては補助金が出ないということではないのでしょうか。

**玉田水田畑地化・集落営農課長** これは水田活用の直接支払交付金制度が対象になり、中山間地域等直接支払交付金とはまた制度が異なるので、扱いが別になります。

**阿部委員長** いいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 委員外議員の方は、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかにないので、これをもって農林水産部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔佐藤農林水産部長挨拶〕

**阿部委員長** 佐藤部長、ありがとうございます。

せっかくですので、60歳を迎えられた方からも、これまでの農林水産業に関する思いや後輩職員へのメッセージなどを含めて一言ずつ、いただきたいと思います。

〔宇都宮審議監挨拶〕

〔吉松審議監兼森林保全課長挨拶〕

〔黒垣農村整備計画課長挨拶〕

〔武石畜産振興課長挨拶〕

〔野上工事技術管理室長挨拶〕

〔田中おおいたブランド推進課長挨拶〕

〔牛島園芸振興課長挨拶〕

〔工藤漁港漁村整備課長挨拶〕

**阿部委員長** ありがとうございます。皆様には大分県の農林水産業に一生懸命取り組んでいただきました。改めて感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りします。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆さんはこの後、協議があるのでお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**阿部委員長** これより、内部協議を行います。

本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別にないようなので、最後に私から委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**阿部委員長** それでは、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。